

笠間中学校部活動活動方針

笠間市立笠間中学校

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育活動の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

中学校学習指導要領 平成 29 年 3 月（抜粋）

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 策定の趣旨

本校では、「茨城県運動部活動の運営方針」、「笠間市立中学校・義務教育学校部活動運営方針」を踏まえ、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「笠間中学校部活動活動方針」を定めることとする。

3 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

①学校教育活動の一環としての部活動

学校全体の教育活動として、全職員共通理解の下、部活動の運営を図る。

②活動方針等の明確化

学校の部活動に係る活動方針及び活動計画を、学校のホームページ等で公表する。

③休養日・活動時間

ア 休養日

生徒や教職員の生活に負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

(ア) 月曜日、水曜日、日曜日を休養日とする。

休業日に大会参加や練習試合を実施し、3時間を超えた場合、**原則、次の休業日に休養振り替える。ただし、上位大会が直後1か月以内にある場合は、コンディション調整を目的として、平日に休養を振り替えることもできる。**

※今年度から日曜日にスクールバスが出ないので、日曜日に活動する部活動でバスの生徒は保護者送迎となる。

(イ) 部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校で一斉に同一の曜日を設定したり、部活動毎に曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて決定する。

(ウ) 長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。

(エ) 8月13日～15日、12月28日～1月4日、県民の日は休養日とする。

(オ) 定期テスト2日前から当日までは、休養日とする。

(カ) 毎週水曜日は部活動は行わないこととする。

(キ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、生徒及び保護者の同意を得て、校長の承認を得た上で実施し、別の日に休養日を振り替える。

イ 活動時間

(ア) 平日の活動時間は、2時間を上限とし、「完全下校時刻」を定める等、活動時間が守られるようにする。

(イ) 休業日の活動時間は、3時間を上限とする。

活動時間には、準備、後片付け、昼食、休憩時間、移動時間は含まない。

(大会、練習試合も同様とする)

(ウ) 長期休業中の練習時間も、学期中に準じ、平日2時間上限、休業日3時間上限とする。長期休業中の平日の練習試合は禁止

(エ) 大会参加は年間12回を超えない。練習試合は含まない。

(オ) 5時間授業の時は、16:00完全下校とする。

ウ 朝の活動について

生徒の健康及び保護者の負担を軽減するため、原則、朝の活動は行わない。

但し、特例として、放課後の施設使用に支障がある場合や駅伝など特設の部として活動する場合は、校長の承認を得て、大会1か月を目安に、実施することも可能とする。

エ 複数顧問制について

顧問のうち、いずれか一人の顧問が指導にあたることとする。両方で指導する場合は、当該顧問の超過在校等時間が適正であることを前提とすること。

※原則として、部活動指導員がいる部活は、指導員が練習を指導する場合は、教員は参加しない。(県部活動指導方針より)

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

① 安全対策について

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、部活動顧問に対し以下の支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

イ 夏季休業期間は、熱中症予防のため、部活動開始時間を早朝に設定するなど対策をとる。(7時から9時) 顧問は、万が一に備え、緊急対応についても対処の仕方を確認しておく。特に、熱中症について、環境省から出されている「暑さ指数(WBGT)」等を参考にし、生徒の安全に対処する。

※熱中症アラートが発令された場合(WBGTの予測値で33℃以上)は、即練習や試合を中止にすること。

熱中症アラートは環境庁より、前日17時頃、当日5時頃に最新予測を発表する。

気温35℃以上・WBGT温度31℃以上	運動は原則中止
気温31℃以上・WBGT温度28℃以上	厳重警戒(激しい運動は中止)
気温28℃以上・WBGT温度25℃以上	警戒(積極的に休養)
気温24℃以上・WBGT温度21℃以上	警戒(積極的に水分補給)

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

② 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ スポーツ医・科学的な見地から、トレーニング効果を得るために、計画的に休養を設定する。

ウ 顧問教員は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒のニーズに合った活動ができるようにする。

(3) 保護者・地域との連携

① 部活動保護者会の実施

部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校及び各部の活動方針や年間スケジュール等を示し、理解を得る。

また、部活動外部指導者や部活動外部コーチを配置する場合は、年度当初の部活動保護者会で紹介し、保護者と連携を図る。

② 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、部活動について相談しやすい雰囲気を醸成する。

- ※ 毎月の練習計画表は、月末には部活動フォルダに入れておくこと。
フォルダの場所については、後日 I C T 主任より伝達があります。
学校 HP にも掲載するので必ず入力をお願いします。

【共通理解事項】

- ・保護者の差し入れは、お菓子類は×。
(スポーツドリンクやエネルギードリンク、エネルギーゼリーなど)
- ・差し入れは生徒間で行うのは×。必ず顧問を通す。
- ・受験後の部活動については、県立高校合格発表後、部活動特色選抜合格者のみ、参加届を提出して参加すること。
- ・市総体、新人大会の結果報告は全日程終了の次の日に報告をすることとし、当日の結果報告は行わないこととする。(現地解散)